

# 岐阜県公報

第 百 四 十 六 号

令 和 二 年 十 月 二 十 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
保安林の解除をしようとする旨の通知

道路の区域変更

岐阜都市計画の変更

### 訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

( 治 山 課 ) 五二五<sup>ハ</sup>

( 同 ) 五二七

( 道路維持課 ) 五二七

( 都市政策課 ) 五二七

( 人 事 課 ) 五二八

## 告 示

岐阜県告示第四百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字上岡三五九三、三六〇九、三六一〇の一、字下岡三六六九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

令 和 二 年 十 月 二 十 日

岐阜県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾下大須字上川瀬八一七の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町栗巣字水梨一八九一、一八九二の一、一八九二の二、一八九六

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町洲河字小坂ケ洞一〇三四、一〇三五、一〇三六の一、一〇三六の二、一〇三七の一、一〇三七の二、一〇三八から一〇四一まで、一〇四二の一、一〇四二の二、一〇四三から一〇五〇まで、一〇五一の一から一〇五一の九まで、一〇五二の一から一〇五二の四まで、一〇五二の六、一〇五二の七、一〇五三、一〇五四の一、一〇五四の二、一〇五四の四、字下坂一〇八〇から一〇八二まで、一〇八三の一、一〇八三の二、一〇八四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
中津川市茄子川字鳳雲庵一〇二二の二〇、一〇二二の二二、一〇二二の八、一〇二二の九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

岐阜県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更別後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	美濃線	同市同	六番八地先まで	前	二・三 一・五 六	六・六	
	戸濃線	同市同	六番九地先から	後	二・三 一・五 六	六・六	

岐阜県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画道路  
3・3・91 芥見太郎丸線  
3・6・96 兎走山祇園線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市計画課

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十七号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三農産品流通支援課の表を削る。

別表第二農地整備課の表に次のように加える。

五 防災重点農業  
用ため池に係る  
防災工事等の推  
進に関する特別  
措置法（令和二  
年法律第五十六  
号。以下この項  
中「法」といふ）  
の施行事務

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| 1 法第四条第一<br>項の規定による<br>防災重点農業用<br>ため池の指定                               | 1 部長専決事項<br>を除く法の施行<br>に関する事務 |
| 2 法第四条第二<br>項（同条第三項<br>において準用す<br>る場合を含む。）<br>の規定による市<br>町村長への意見<br>聴取 |                               |
| 3 法第四条第三<br>項の防災重点農<br>業用ため池の指<br>定の解除                                 |                               |
| 4 法第五条第一<br>項の規定による<br>防災工事等推進   |                               |

- |   |
|---|
| 5 計画の策定<br>法第五条第三<br>項（同条第五項<br>において準用す<br>る場合を含む。）<br>の規定による市<br>町村長への協議 |
| 6 法第五条第五<br>項の防災工事等<br>推進計画の変更  |

附 則

この訓令は、令和二年十月二十日から施行する。

令和二年十月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社